

平成 30 年 10 月 15 日
都 市 整 備 局

仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用に係る事業候補者の追加決定の報告について

東部沿岸部の津波被災地域において本市が防災集団移転促進事業により、買い取った土地（集団移転跡地）について、民間の自由な発想を生かして仙台の新たな魅力を創出するため、昨年 9 月に集団移転跡地の利活用を希望する事業者の第 1 次募集を行い、今年 3 月に 8 事業候補者を決定した。

このたび、第 1 次募集において希望した区画に決まらなかった事業者と調整を行い、事業候補者が決まっていなかった 2 地区 7 区画について、1 事業者を事業候補者として追加決定したものの。

1 追加決定した提案事業の概要

地区および決定区画 (面積)	事業候補者	事業概要
南蒲生地区③～⑥ブロック (1.3ヘクタール)	株式会社 MITU	農産物の生産・加工・販売、障害者就労支援 障害の有る無しに関わらず、人と人が交流できる 農業コミュニティを創るソーシャルファームの 展開
新浜地区①～③ブロック (0.48ヘクタール)		

2 募集区画、決定事業候補者・区画の状況（位置図参照）

- (1) 募集区画 29区画（平成29年9月時点）
（南蒲生地区7、新浜地区7、荒浜地区11、井土地区2、藤塚地区2）
- (2) 平成30年3月に決定した事業候補者 8事業者、11区画
- ・決定事業候補者（南蒲生・新浜・井土地区各1、荒浜地区5、藤塚地区なし）
 - ・決定区画（南蒲生地区1、新浜地区1、荒浜地区7、井土地区2、藤塚地区なし）
- (3) 今回追加決定した事業候補者 1事業者^{*1}、7区画
- ・決定事業候補者（南蒲生・新浜地区各1、荒浜・藤塚・井土地区なし）
 - ・決定区画（南蒲生地区4、新浜地区3、荒浜・藤塚・井土地区なし）
- (4) 現在までに決定した事業候補者 9事業者^{*1}、18区画
- ・決定事業候補者（南蒲生地区2、新浜地区2、荒浜地区5、井土地区1、藤塚地区なし）
 - ・決定区画（南蒲生地区5、新浜地区4、荒浜地区7、井土地区2、藤塚地区なし）

※1 1事業者は、南蒲生地区と新浜地区の両地区での事業候補者として決定

3 事業開始に向けた今後の手続きの流れ

- (1) 提案事業の実施に向けた「覚書」の締結
提案事業の実現に向け、市と事業者との協議事項などを定める覚書を締結する。
- (2) 事業実施に関する「協定」の締結

事業実施に必要となる各種手続きが完了後、実施する具体的な事業内容や市の造成工事に関わる事項などを定める協定を締結する。

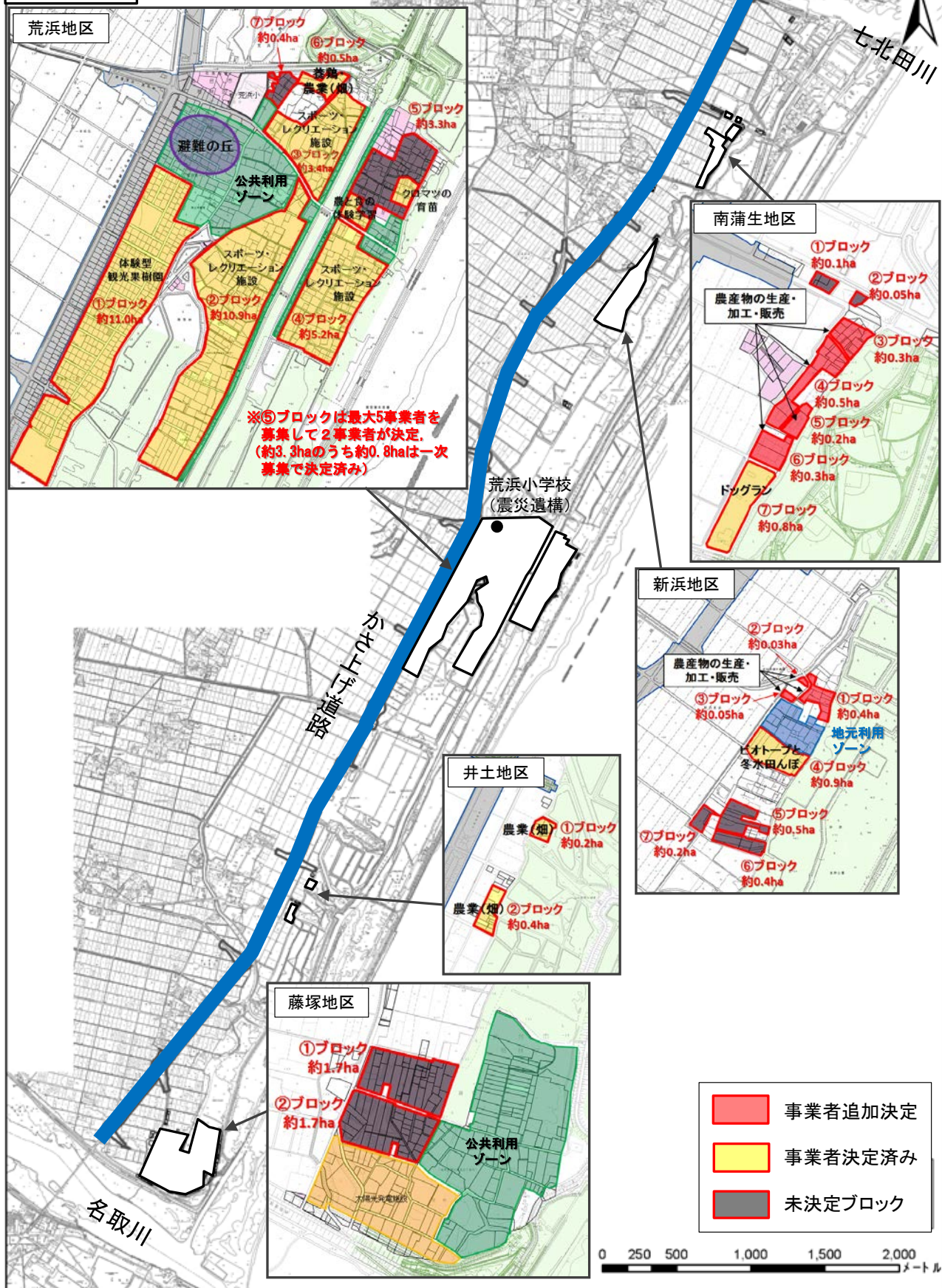
(3) 移転跡地の貸付けに係る契約の締結

協定に基づき、土地の引渡しに向けた造成工事等を本市が行い、完了後、遅滞なく、本市との間で対象土地の貸付けに係る契約を締結する。

(4) 決定事業者による移転跡地利活用事業の開始

原則として、市から土地の引き渡しを受けた日から1年以内に建設に着手し、3年以内に完成し事業を開始する。

位置図



【参考資料】

■第1次募集で決定した事業者（候補者）と事業の状況（平成30年10月16日現在）

地区および区画 (面積：h a)		事業者（候補者）	事業概要および今後の予定
荒 浜 地 区	①ブロック (11.0 h a)	仙台ターミナルビル株式会社	体験型観光果樹園 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成32年度～利活用事業開始
	②～④ブロック (19.5 h a)	一般社団法人 仙台スポーツネットワーク	スポーツ、レクリエーション施設 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成32年度～段階的に利活用事業開始
	⑤ブロック (0.5 h a)	荒浜のめぐみキッチン	農と食の体験学習 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成32年度～利活用事業開始
	⑤ブロック (0.3 h a)	荒浜復興推進協議会 「イナサの風」	クロマツの育苗 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成32年度～利活用事業開始
	⑥ブロック (0.5 h a)	株式会社深沼アグリサービス	養鶏、農業（畑） 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成31年度～利活用事業開始
南 蒲 生 地 区	⑦ブロック (0.8 h a)	株式会社橋本建機	ドッグラン 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成32年度～利活用事業開始
	③～⑥ブロック (1.3 h a)	株式会社MITU	農産物の生産・加工・販売、障害者就労 支援 覚書締結の準備中
新 浜 地 区	①～③ブロック (0.5 h a)		
	④ブロック (0.9 h a)	カントリーパーク新浜	ビオトープと冬水田んぼ 平成30年5月～利活用事業開始 田植え体験や自然観察会等を開催
井土地区①～②ブロック (0.6 h a)		農事組合法人井土生産組合	農業（畑） 覚書締結済み。事業計画書作成中 平成31年度～利活用事業開始

※各種手続きや工事の進捗によりスケジュールは変更となる場合があります。

事業計画書は、「協定」の締結に必要となる、実施する具体的な事業内容や市の造成工事に関わる事項を定めるために必要な計画書です。